

○標準貨物自動車運送約款(平成二年運輸省告示第五百五十五号)

最終改正令和七年 国土交通省告示第93号

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 運送の実施(第三条、第四条)

第三章 運送の業務(第五条、第六条)

第四章 貨物の引渡し(第七条)

第五章 貨物の積み下ろし(第八条)

第六章 貨物の積み込み(第九条)

第七章 貨物の積み下ろし(第十条)

第八章 貨物の積み下ろし(第十一条)

第九章 貨物の積み下ろし(第十二条)

第十章 貨物の積み下ろし(第十三条)

第十一章 貨物の積み下ろし(第十四条)

第十二章 貨物の積み下ろし(第十五条)

第十三章 貨物の積み下ろし(第十六条)

第十四章 貨物の積み下ろし(第十七条)

第十五章 貨物の積み下ろし(第十八条)

第十六章 貨物の積み下ろし(第十九条)

第十七章 貨物の積み下ろし(第二十条)

第十八章 貨物の積み下ろし(第二十一条)

第十九章 貨物の積み下ろし(第二十二条)

第二十章 貨物の積み下ろし(第二十三条)

第二十一章 貨物の積み下ろし(第二十四条)

第二十二章 貨物の積み下ろし(第二十五条)

第二十三章 貨物の積み下ろし(第二十六条)

第二十四章 貨物の積み下ろし(第二十七条)

第二十五章 貨物の積み下ろし(第二十八条)

第二十六章 貨物の積み下ろし(第二十九条)

第二十七章 貨物の積み下ろし(第三十条)

第二十八章 貨物の積み下ろし(第三十一条)

第二十九章 貨物の積み下ろし(第三十二条)

第三十章 貨物の積み下ろし(第三十三条)

第三十一章 貨物の積み下ろし(第三十四条)

第三十二章 貨物の積み下ろし(第三十五条)

第三十三章 貨物の積み下ろし(第三十六条)

第三十四章 貨物の積み下ろし(第三十七条)

第三十五章 貨物の積み下ろし(第三十八条)

第三十六章 貨物の積み下ろし(第三十九条)

第三十七章 貨物の積み下ろし(第四十条)

第三十八章 貨物の積み下ろし(第四十一条)

第三十九章 貨物の積み下ろし(第四十二条)

第四十章 貨物の積み下ろし(第四十三条)

第四十一章 貨物の積み下ろし(第四十四条)

第四十二章 貨物の積み下ろし(第四十五条)

第四十三章 貨物の積み下ろし(第四十六条)

(連絡機関) 当店は、荷役人の利害を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することをいいます。

第二章 運送の実施(第一項、第二項)

第一項 運送の実施(第一項)

第一節 運送の実施(第一項)

第二節 運送の実施(第二項)

第三節 運送の実施(第三項)

第四節 運送の実施(第四項)

第五節 運送の実施(第五項)

第六節 運送の実施(第六項)

第七節 運送の実施(第七項)

第八節 運送の実施(第八項)

第九節 運送の実施(第九項)

第十節 運送の実施(第十項)

第十一節 運送の実施(第十一項)

第十二節 運送の実施(第十二項)

第十三節 運送の実施(第十三項)

第十四節 運送の実施(第十四項)

第十五節 運送の実施(第十五項)

第十六節 運送の実施(第十六項)

第十七節 運送の実施(第十七項)

第十八節 運送の実施(第十八項)

第十九節 運送の実施(第十九項)

第二十節 運送の実施(第二十項)

第二十一節 運送の実施(第二十一項)

第二十二節 運送の実施(第二十二項)

第二十三節 運送の実施(第二十三項)

第二十四節 運送の実施(第二十四項)

第二十五節 運送の実施(第二十五項)

第二十六節 運送の実施(第二十六項)

第二十七節 運送の実施(第二十七項)

第二十八節 運送の実施(第二十八項)

第二十九節 運送の実施(第二十九項)

第三十節 運送の実施(第三十項)

第三十一節 運送の実施(第三十一項)

第三十二節 運送の実施(第三十二項)

第三十三節 運送の実施(第三十三項)

第三十四節 運送の実施(第三十四項)

第三十五節 運送の実施(第三十五項)

第三十六節 運送の実施(第三十六項)

第三十七節 運送の実施(第三十七項)

第三十八節 運送の実施(第三十八項)

第三十九節 運送の実施(第三十九項)

第四十節 運送の実施(第四十項)

(運送の停止) 当店は、次の各事由による停止を行ないます。当該運送の事由に起因したも

る運送の停止は、次の各号のとおりとします。

第一項 前項の停止手続料は、次の各号のとおりとします。

第二項 当店は、荷役の利用の利便を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送する

ことをいいます。

第三項 運送の実施(第一項)

第四項 貨物の積み下ろし(第一項)

第五項 貨物の積み下ろし(第二項)

第六項 貨物の積み下ろし(第三項)

第七項 貨物の積み下ろし(第四項)

第八項 貨物の積み下ろし(第五項)

第九項 貨物の積み下ろし(第六項)

第十項 貨物の積み下ろし(第七項)

第十一項 貨物の積み下ろし(第八項)

第十二項 貨物の積み下ろし(第九項)

第十三項 貨物の積み下ろし(第十項)

第十四項 貨物の積み下ろし(第十一項)

第十五項 貨物の積み下ろし(第十二項)

第十六項 貨物の積み下ろし(第十三項)

第十七項 貨物の積み下ろし(第十四項)

第十八項 貨物の積み下ろし(第十五項)

第十九項 貨物の積み下ろし(第十六項)

第二十項 貨物の積み下ろし(第十七項)

第二十一項 貨物の積み下ろし(第十八項)

第二十二項 貨物の積み下ろし(第十九項)

第二十三項 貨物の積み下ろし(第二十項)

第二十四項 貨物の積み下ろし(第二十一項)

第二十五項 貨物の積み下ろし(第二十二項)

第二十六項 貨物の積み下ろし(第二十三項)

第二十七項 貨物の積み下ろし(第二十四項)

第二十八項 貨物の積み下ろし(第二十五項)

第二十九項 貨物の積み下ろし(第二十六項)

第三十項 貨物の積み下ろし(第二十七項)

第三十一項 貨物の積み下ろし(第二十八項)

第三十二項 貨物の積み下ろし(第二十九項)

第三十三項 貨物の積み下ろし(第三十項)

第三十四項 貨物の積み下ろし(第三十一項)

第三十五項 貨物の積み下ろし(第三十二項)

第三十六項 貨物の積み下ろし(第三十三項)

第三十七項 貨物の積み下ろし(第三十四項)

第三十八項 貨物の積み下ろし(第三十五項)

第三十九項 貨物の積み下ろし(第三十六項)

第四十項 貨物の積み下ろし(第三十七項)

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44